

## 浜松市市民協働センター バナー広告掲載概要

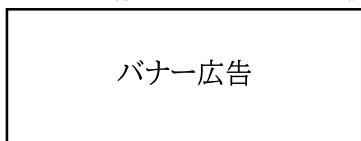
民間企業等との協働によりセンターの新たな財源を確保し、市内の市民活動団体の中間支援の活性化を図り、市民活動団体及び地域経済の活性化を図ることを目的に、広告を出稿していただける団体を広く募集しております。

### (広告の掲載場所等)

浜松市市民協働センターホームページのトップページ(月平均 1300 アクセス)

### (広告の規格)

(1) サイズ 縦70 ピクセル×横180 ピクセル



(2) 画像形式 JPEG、PNG 又は GIF(アニメーション不可、透過GIF不可)

(3) 容量 25KB 以内

※バナー広告は、原則として掲載希望者様でご用意ください。

### (広告の掲載料)(税込)

	企業	市民活動団体 (登録なし)	市民活動団体 (登録有)
年度契約 (4月1日～3月31日)	11,000円 / 年	6,600円 / 年	3,300円 / 年
途中契約 (契約月～同年度3月31日まで)	1,100円 / 月	550円 / 月	275円 / 月

### (広告掲載の申込み)

バナー広告掲載申込書に必要事項をご記入の上、センターまでお申し込みください。

### (広告掲載料の納付)

センター指定の期日までに、一括前納をしていただきます。

### (注意事項)

センターホームページへの広告の掲載が適切でない場合、掲載をお断りすることがあります。

広告掲載にあたっては、各種法令及び浜松市市民協働センター バナー広告掲載取扱要綱、浜松市市民協働センター バナー広告掲載基準、浜松市市民協働センター バナー広告表現ガイドラインを遵守していただくものとします。

# 浜松市市民協働センター広告掲載取扱要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市市民協働センター（以下「センター」という。）が、浜松市市民協働センターのホームページに掲載する広告に関し必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 民間企業等との協働によりセンターの新たな財源を確保し、市内の市民活動団体の中間支援の活性化を図り、もって市民活動団体及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

## (広告の種類及び範囲)

第3条 センターホームページに掲載する広告は、センターのホームページに掲載する画像のうち、広告主の指定する画面にリンクするものとし、（以下「広告」という。）次に掲げるものを除くものとする。

- (1) センターの品位を損なう恐れのあるもの
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業とされる営業に該当するもの
  - (3) 風俗営業類似業種
  - (4) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの
  - (5) 青少年の健全育成に反するもの
  - (6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
  - (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないとセンター長が認めるもの
- 2 前項各号の規定は、広告からのリンク先として広告主の規定するホームページの内容についても適用する。

## (広告掲載の優先順位)

第4条 広告を掲載する優先順位は次の各号の順序とする。

- (1) センターの登録団体
- (2) 市内に事業所等を有するものの広告
- (3) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びこれらに類するものの広告
- (3) 前各号に掲げるもの以外の広告

## (広告の規格)

第5条 広告の規格は次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦70 ピクセル×横180 ピクセル
- (2) 画像形式 GIF(アニメーション不可、透過GIF不可)、JPEG又はPNG
- (3) 容量 25KB 以内

### (広告の掲載場所等)

第6条 広告の掲載場所は、センターホームページのトップページまたはその事業者との関連があるページとし、当該ページ内での位置は、センター長が指定するものとする。

2 広告の掲載枠数は、随時定めた枠数とする。

### (掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間(以下「掲載期間」という。)は年度毎(4月1日～3月31日)とする。

### (広告の掲載料)

第8条 広告の掲載料(以下「掲載料」という。)は、1枠あたりにつき、企業は年額11,000円、市民活動団体(登録なし)は年額6,600円、市民活動団体(登録有)は年額3,300円とする。ただし、年度途中からの契約については、契約月から同年度が終了するまでの掲載料として、企業は月1,100円、市民活動団体(登録なし)は月550円、市民活動団体(登録有)は月275円とする。

### (広告掲載希望者の募集)

第9条 広告の掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)の募集は、センターホームページ等で公募するものとする。ただし、センター長が特に必要があると認めるとときは、公募によらないことができる。

2 前項の募集は、毎年度の当初の掲載に係るもののはか、広告枠を新たに設けたとき、又は広告枠に空きが生じることが明らかになったときに行うものとする。

### (広告掲載の申込み)

第10 条 掲載希望者は、浜松市市民協働センターbanner広告掲載申込書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付してセンター長に申し込むものとする。

(1) 広告の原稿

(2) 前号に定めるもののほか、センター長が必要あると認める書類

2 広告原稿の内容及び作成費用は、掲載希望者の責任及び負担とする。ただし、センター登録団体については、センターが製作できるものとする。この場合、登録団体はセンターに対し製作費1,650円を支払うものとする。ただし、著作権の所有は、当該登録団体が有するものとする。

### (広告掲載の決定)

第11 条 センター長は、前条の規定による申し込みを受けたときは、当該広告の掲載の可否を決定し、浜松市市民協働センターbanner広告掲載結果通知書(様式第2号)により掲載希望者に通知するものとする。

2 広告掲載が適當と認める申し込みが、第6条に規定する掲載枠数を超えた場合には、第4条に規定する順位により広告掲載をするものとする。ただし、同一条件で広告掲載数を超える場合は掲載申込期間の長いものを優先する。

3 前項の規定によっても、なお同順位の掲載希望者の数が掲載枠数を超えた場合は、抽選により決定するものとする。

### (広告掲載料の納付)

第15 条 広告掲載の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)は、広告掲載料をセンター長の指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、毎年4月掲載分の広告の掲載料は、別に定める期限までに納入するものとする。

### (広告内容等の変更)

第16 条 センター長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

### (広告掲載の取消し)

第17 条 センター長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターホームページへの広告の掲載が適切でないとセンター長が判断したとき。

### (掲載料金の還付)

第18 条 既納の掲載料金は、還付しない。ただし、前条第4号の規定による広告の掲載の決定を取り消したとき(その事由が広告主の責めによらないときに限る。)は、既納の掲載料金の額のうち、センター長が広告の掲載の決定を取り消した日から掲載期間の末日までの期間(その期間に1箇月未満の端数があるときは、これを1箇月とする。)に係る掲載料金に相当する額を還付する。

2 前項ただし書きの規定による掲載料金の還付を受けようとする者は、浜松市市民協働センターバナー広告掲載料金還付請求書(様式第3号)によりセンター長に請求するものとする。

### (広告主の届出義務)

第19 条 広告主は次の各号のいずれかに該当する場合は、浜松市市民協働センターバナー広告掲載内容変更届(様式第4号)により、速やかにセンター長に届けなければならない。

- (1) 広告の掲載を取り下げるとき。
  - (2) 広告を差し替えるとき。
  - (3) リンク先ホームページのURLを変更するとき。
  - (4) 前各号に規定するもののほか、浜松市市民協働センターバナー広告掲載申込書の記載内容に変更があった場合
- 2 前項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

### (広告主の責務)

第20 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する全ての事項について、一切の責

- 任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、センター長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関する損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(免責事項)

第21 条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告の掲載停止による掲載料金の返還、損害の賠償等をセンターに請求しないものとする。

- (1) センターのサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止
- (2) 火災、地震、水害及び落雷等の天災、悪意をもつ第3者によるサーバーその他、センターのコンピューターへの不正アクセス等に起因するサーバー、通信回線等の事故、障害による停止
- 2 センターは、広告主が広告掲載に関して損害を生じた場合(サーバー又はソフトウェアの障害・不具合・誤作動、本サービスの利用停止、顧客との取引等によるものを含み、その原因いかんを問わない。)について、賠償する責任を負わぬものとする。

(その他)

第22 条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和1年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

# 浜松市市民協働センターbanner廣告表現ガイドライン

## (趣旨)

第1条 このガイドラインは、浜松市市民協働センターホームページにbanner廣告を掲載するにあたり、その廣告表現について、浜松市市民協働センターbanner廣告掲載取扱要綱及び浜松市市民協働センターbanner廣告掲載基準に規定する事項のほか、ページデザイン及び使いやすさを保持するために、廣告表現について必要な事項を定めるものとする。

## (禁止表現)

第2条 次の表現を含んだbanner廣告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたいため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)
- (6) FLASH
- (7) その他、利用者の意思に反した動きをしたり、不快感を与えたいため、誤解を与えるおそれがある表現

## (センターホームページとの区別)

第3条 次の表現については、利用者がセンターホームページのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがあるため、禁止とする。

- (1) センターホームページと類似の色調及び字体を使用するもの。
- (2) 「NPO相談」などセンター事業を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、利用者が浜松市市民協働センターの事業であると誤認しやすいもの。

## (色調)

第4条 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は、文字の周囲を縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

## (解像度)

第5条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

## 附 則

このガイドラインは平成24年4月1日から適用する。